

住居系市街地景観ゾーンの景観形成基準（建築物）

（「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」より抜粋）

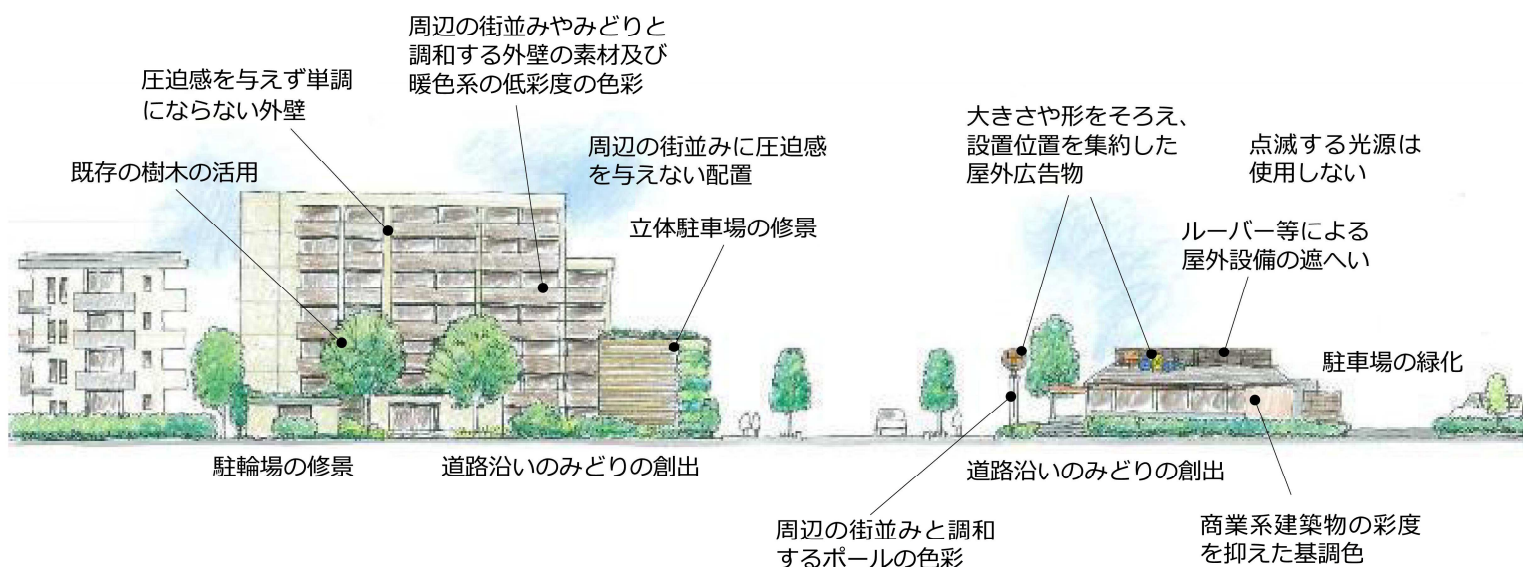
（１）配慮事項

配慮事項	
配置	□ とことこ景観資源と調和させる。
	□ 壁面の位置の連続性や隣棟間隔の確保等、周辺の街並みと調和させる。
	□ 既存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配置とする。
外壁・屋根等	□ 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。
	□ 外壁・屋根等の素材等は、周辺の街並みやみどりと調和させる。
	□ 屋根又は軒の高さは、周辺の街並みとの連続性をつくる。
	□ 中高層建築物は、遠景・中景からの見え方を工夫する。
屋外設備等	□ 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
外構・植栽	□ 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。
	□ 工業・産業系建築物の敷地の外周部は、中高木の植栽等により、緩衝緑地を設ける。
屋外広告物	□ 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
照明	□ 屋外に設置する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	□ 周辺の建築物等の色彩を考慮し、街並みやみどりと調和させる。
	□ 主要な部分は、暖色系の低彩度の色彩を基本とし、みどり豊かな住宅地に調和し、穏やかで落ち着いた感じられる色彩とする。
	□ 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。
	□ 商業系建築物、工業・産業系建築物の基調色は、彩度（鮮やかさ）を抑える。

※とことこ景観資源

所沢らしい良好な景観の形成に資する建築物、工作物、樹木、眺望や市民活動等について、市長が指定したもの

■景観づくりのイメージ



(2) 色彩基準

色彩基準（住居系市街地景観ゾーン）				
項 目		色 相	明 度	彩 度
外壁等	基調色	0R（10RP）～5.0YR (5.0YR は含まない)	4 以上 8.5 未満の場合	4 以下
			8.5 以上の場合	1.5 以下
		5.0YR～5.0Y	4 以上 8.5 未満の場合	5 以下
			8.5 以上の場合	2 以下
		その他の有彩色	4 以上 8.5 未満の場合	2 以下
			8.5 以上の場合	1 以下
		無彩色（N）	4 以上 9 未満	—
	補助色	0R（10RP）～5.0YR (5.0YR は含まない)	3 以上 8.5 未満の場合	4 以下
			8.5 以上の場合	1.5 以下
		5.0YR～5.0Y	3 以上 8.5 未満の場合	6 以下
			8.5 以上の場合	2 以下
		その他の有彩色	3 以上 8.5 未満の場合	2 以下
			8.5 以上の場合	1 以下
		無彩色（N）	3 以上	—
	強調色	自 由		
屋根		0YR（10R）～5.0Y	6 以下	3 以下
		その他の有彩色		1 以下
		無彩色（N）		—

■外壁等の色彩面積比の考え方

○基調色

外壁等の各面の 4/5 以上（着色していない石、土、木、レンガおよびコンクリート等の素材で仕上げる部分を含む。）は、基調色の基準に適合した色彩とする。

○補助色

外壁等を豊かに演出する場合には、外壁等の各面の 1/5 以下で、補助色の基準に適合した色彩とする。

○強調色

外壁等にアクセントをつける場合には、外壁等の各面の 1/20 以下で、強調色を使用することができる。ただし、補助色との合計面積は、1/5 以下とする。

■屋根の色彩

建築物の屋根の色彩（陸屋根または着色していない金属材、素焼瓦等の素材で仕上げる部分を除く。）を色彩基準の表のとおりとする。